

白馬村告示第2号

指定公金事務取扱者の名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の名称を変更する旨の届出があったので、同条第4項の規定に基づき、告示する。

1 変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更年月日
名称	株式会社八十二銀行	株式会社八十二長野銀行	令和8年1月1日

2 変更の理由

株式会社長野銀行との合併に伴い、名称を変更するため

令和8年1月1日

白馬村長 丸山 俊郎